平成２９年（再イ）第２１号
横浜市旭区中白根４丁目14番１号
再生債務者　高橋　辰夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年６月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月26日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第３号
兵庫県神崎郡神河町南小田225番地の３
再生債務者　日和　大輔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年６月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月23日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（再イ）第８７号
宮城県亘理郡亘理町逢隈神宮寺字但馬28番地４
再生債務者　千石　雄悦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年６月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月23日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第１号
仙台市青葉区中山９丁目１番16号　カーサ・ルポー203(旧住所宮城県宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字謡45番地の26)
再生債務者　高橋　　忠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年６月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月23日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第２６号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡４丁目14番18号　ビーナマンションＢ204
再生債務者　堀河　　靖
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年６月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月26日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第３号
神奈川県三浦郡葉山町一色1818番地の１　かやのきやハウスＣ
再生債務者　山下　祐司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年６月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月26日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（再イ）第４号
神奈川県三浦郡葉山町一色1818番地の１　かやのきやハウスＣ
再生債務者　山下　弘子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年６月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月26日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（再イ）第１５号
神奈川県横須賀市吉井２丁目６番５―912号
再生債務者　平賀　康之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年６月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月26日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（再イ）第６３号
京都市伏見区醍醐南西裏町10番地36
再生債務者　佐藤恵美子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年６月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月26日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２８年（再イ）第７７号
京都市伏見区久我東町２番地の63
再生債務者　樹下紗矢佳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年６月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月26日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２８年（再イ）第１１５号
京都府城陽市富野乾垣内83番地
再生債務者　中沢　　潔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年６月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月26日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２９年（再イ）第３号
長崎県長崎市北陽町14番28号　（申立時の住所）広島市佐伯区五日市駅前１丁目１番21―602号
再生債務者　岩瀬　信夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月26日
広島地方裁判所民事第４部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第１号

東京都市計画事業四谷駅前地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画の変更の縦覧について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第83条第５項において準用する同条第１項の規定に基づき、下記により権利変換計画の変更を縦覧に供するので、公告する。

平成 29 年７月７日
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部　本部長　田中　伸和

記

１　縦覧期間　平成29年８月22日（火）から
平成29年９月４日（月）まで
（土曜日・日曜日を含む。）
２　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで
３　縦覧場所　独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部四谷駅前再開発事務所
住　所　東京都新宿区本塩町９番地光丘四谷ビル９階
電　話　03―5269―0341
４　縦覧事項　権利変換計画の変更

以　上

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 29 年７月７日
西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
九州縦貫自動車道鹿児島線	熊本県熊本市南区城南町塚原	改築工事	平成29年７月８日